



倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

倉吉市教育委員会



倉吉市教育委員会規則第2号

倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

倉吉市教育委員会事務局等組織規則（平成24年倉吉市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前															
第6条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。		第6条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>1～26 略 27 <u>コミュニティ・スクールに関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>社会教育課</td> <td>1 <u>社会教育委員に関すること。</u> 2 <u>スポーツ推進審議会に関すること。</u> 3 <u>スポーツ推進委員に関すること。</u> 4～11 略 12 <u>二十歳を祝う式典に関すること。</u> 13 <u>各種社会教育団体及び各種スポーツ団体の育成援助に関すること。</u> 14～16 略 17 <u>地域学校協働活動の総括に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	課	分掌事務	略		学校教育課	1～26 略 27 <u>コミュニティ・スクールに関すること。</u>	社会教育課	1 <u>社会教育委員に関すること。</u> 2 <u>スポーツ推進審議会に関すること。</u> 3 <u>スポーツ推進委員に関すること。</u> 4～11 略 12 <u>二十歳を祝う式典に関すること。</u> 13 <u>各種社会教育団体及び各種スポーツ団体の育成援助に関すること。</u> 14～16 略 17 <u>地域学校協働活動の総括に関すること。</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>1～26 略</td> </tr> <tr> <td>社会教育課</td> <td>1 <u>社会教育委員、スポーツ推進審議会委員等各種委員に関すること。</u>  2～9 略 10 <u>成人式に関すること。</u>  11 <u>各種社会教育団体及び各種体育団体の育成援助に関すること。</u>  12～14 略</td> </tr> </tbody> </table>	課	分掌事務	略		学校教育課	1～26 略	社会教育課	1 <u>社会教育委員、スポーツ推進審議会委員等各種委員に関すること。</u>  2～9 略 10 <u>成人式に関すること。</u>  11 <u>各種社会教育団体及び各種体育団体の育成援助に関すること。</u>  12～14 略
課	分掌事務																
略																	
学校教育課	1～26 略 27 <u>コミュニティ・スクールに関すること。</u>																
社会教育課	1 <u>社会教育委員に関すること。</u> 2 <u>スポーツ推進審議会に関すること。</u> 3 <u>スポーツ推進委員に関すること。</u> 4～11 略 12 <u>二十歳を祝う式典に関すること。</u> 13 <u>各種社会教育団体及び各種スポーツ団体の育成援助に関すること。</u> 14～16 略 17 <u>地域学校協働活動の総括に関すること。</u>																
課	分掌事務																
略																	
学校教育課	1～26 略																
社会教育課	1 <u>社会教育委員、スポーツ推進審議会委員等各種委員に関すること。</u>  2～9 略 10 <u>成人式に関すること。</u>  11 <u>各種社会教育団体及び各種体育団体の育成援助に関すること。</u>  12～14 略																
2 略	2 略																
(担任事務)		(担任事務)															
第16条 教育委員会の所管に属する附属機関等の担任する主な事務は、次のとおりとする。		第16条 教育委員会の所管に属する附属機関等の担任する主な事務は、次のとおりとする。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>附属機関等</th> <th>担任する主な事務</th> <th>庶務を担当する課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	附属機関等	担任する主な事務	庶務を担当する課	略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>附属機関等</th> <th>担任する主な事務</th> <th>庶務を担当する課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	附属機関等	担任する主な事務	庶務を担当する課	略						
附属機関等	担任する主な事務	庶務を担当する課															
略																	
附属機関等	担任する主な事務	庶務を担当する課															
略																	

倉吉市就学支援委員会	倉吉市就学支援委員会条例（平成2年倉吉市条例第11号）の規定による心身に障がいのある児童及び生徒の障がいの種類及び程度の判別並びに就学支援についての調査審議に関すること。	学校教育課
倉吉市学校運営協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定による学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針の承認及び意見を述べること。	学校教育課

略

2 略

倉吉市就学指導委員会	倉吉市就学指導委員会条例（平成2年倉吉市条例第11号）の規定による心身に障害のある児童及び生徒の障害の種類及び程度の判別並びに就学指導についての調査審議に関すること。	学校教育課

略

2 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。